

第20節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

文教施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が行えない場合及び文化財が被害を受けた場合の応急対策は本計画による。

第2項 市が実施する対策（避難所対策部，建築対策部）

1 実施責任者

（1）教育施設の確保，教職員の確保

市立学校，市立幼稚園 …………… 市教育委員会

県立学校，県立学校以外の県の教育機関 …………… 県教育委員会

私立学校，私立幼稚園 …………… 私立学校設置者

（2）教科書，学用品等の給与

市長（救助法適用後は知事の委任による市長）所轄のもとに教育委員会，学校長が協力して行う。

2 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握するため，被害調査班を編成し，関係機関と密接な連絡のうえ，次の対策をとり，教育の低下をきたさないように努める。

（1）市立学校施設の危険度判定を行う。

（2）校舎の被害が軽微なときは，速やかに応急修理を行う。

（3）校舎の一部が使用できない場合は，特別教室，屋内体育館等を利用し，事情によっては二部授業等を行う。

（4）校舎の被害が相当に大きく，全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には，使用可能な学校施設，公民館及び公会堂，その他民有施設の借り上げ等により，仮校舎を設置する。

（5）上記の措置は，学校（園）長が教育委員会と協議のうえ決定するものとし，応急教育実施にあたっては，児童生徒等及び保護者等に対し，メール，ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき，実施時期等の周知を図る。

（6）被害を受けた学校については，理科室，保健室等に保管している薬品，器具について安全点検を行う。

（7）学校の周辺及び通学路等が被害を受け，危険箇所が発生したときは，学校（園）長は，その危険防止について適切な指導を行い，その徹底を図る。

（8）施設の安全が確保できず，仮校舎の設置もできない学校施設については，市教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し，児童生徒等を他の学

校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- (3) 被災地域の児童・生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

4 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- (3) 学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

5 学用品の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、学用品の必要量を確保し、被災児童・生徒又は臨時授業所に急送する。

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

6 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

7 救助法が適用された場合

救助法適用時の学用品の給与基準は次に定めるものとする。

(1) 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

（2）学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

（3）費用及び期間

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 私立小中学校及び幼稚園への対応

- （1）私立小中学校及び幼稚園（以下「私立学校等」という。）は、市立学校及び幼稚園（以下「市立学校等」という。）に準じた応急教育対策を講じるよう努める。
- （2）市は、私立学校等及び県災害対策本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。
- （3）市は、「2 文教施設の応急対応」のうち、私立学校等施設の危険度判定の実施及び私立学校施設が使用不可能な場合の使用可能な市施設等の貸与又は市立学校等への児童生徒の受入について、私立学校等又は県災害対策本部の要請により、対策を講じるよう努める。

9 国・県・市指定の文化財の保護

（1）被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果について速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

（2）応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたとき、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第21節 ボランティアの受入計画

第1項 計画の主旨

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

1 実施責任者

ボランティアの要請は、本部（福祉医療対策部）において行うこととする。ただし、災害の程度、規模等により、その実施機関において、その地域内で要員の確保ができないときは、災害を免れた市町に応援するよう県に要請する。

2 ボランティア受入体制

災害発生時におけるボランティア等の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が相互に連携して、次の事項により対応する。

（1）災害ボランティアセンターの設置

本部（福祉医療対策部）は、「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。また、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、現地事務所の設置場所を検討する。

（2）みえ災害ボランティア支援センターとの連携

本部（福祉医療対策部）において、ボランティアの要請が不可能なとき又は不足するときは、県地方部に応援の調整を要請する。

災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、ボランティア（一般、専門職）募集の広報活動等を行い、市内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

（3）三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の要請

避難所等において、要配慮者に対するニーズ等の調査、福祉避難所への誘導、相談支援、避難所環境の整備へのアドバイス、生活上の支援などを行うことにより、要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害の防止を図ることを目的に、県に対し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の派遣を要請する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

第3章 災害応急対策計画

市社会福祉協議会は、本部（福祉医療対策部）の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行う団体又は個人を円滑に受け入れる。

（1）災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動に関する一元的な活動拠点として機能する。

ア 被災地におけるボランティアニーズの収集・集約

イ ボランティア活動のコーディネート

ウ ボランティアの受入れ、被災地での活動支援

エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

オ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

カ 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）との連携調整

2 ボランティアの活動内容

ボランティア等に対して、次の活動に関して協力依頼する。

（1）災害・安否・生活情報の収集・伝達

（2）避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等災害時要援護者の介護等）

（3）在宅者の支援（高齢者等災害時要援護者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

（4）配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

（5）その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 市民や地域が実施する対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンター現地事務所の運営支援

被災状況に応じて、現地事務所の運営を支援するため、ボランティアニーズの把握、情報提供等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地事務所や災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れに協力する。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第22節 輸送計画

第1項 計画の主旨

災害発生時に際し、被災者、災害応急対策の実施に必要な人員、救助物資及び応急対策用資材の輸送を迅速、確実に行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効適切な利用により、作業の万全を期す。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部、産業物資対策部、環境対策部、土木対策部、上下水道対策部）

1 実施機関

災害輸送は、市が実施するものとし、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行うものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

2 輸送の対象

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電気・ガス・上下水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
- オ 感染防止資機材

（3）第3段階

- ア （2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送車両等の確保

（1）調達車両等

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 市が所有する車両等
- イ 防災関係機関が所有する車両等
- ウ 自動車運送事業者の車両等

(2) 陸上輸送

ア 輸送・配車計画

本部各部は、各部保有の車両を使用するにあたり、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、輸送・配車計画を作成しておく。

イ 輸送車両の要請

各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、総務管理部に車両の調達を要請する。

総務管理部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県、自動車運送事業者等に車両の確保を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定，災害時における車両の提供等に関する協定）

ウ 車両燃料の確保

本部は三重県石油業協同組合鈴鹿市支部等の協力により、災害輸送車両の燃料の確保に努める。

エ 輸送記録

輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整備し、保存しておく。

(3) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、鉄道事業者等と関係機関と連絡して処理する。

(4) 海上輸送

船舶による輸送は、白子港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、鈴鹿市漁業協同組合等関係機関に協力要請を行う。

(5) 空中輸送

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等受入体制を整える。

資料編 9-4 臨時ヘリポート一覧表

(6) 費用の基準

第3章 災害応急対策計画

自動車輸送事業者による輸送あるいは車両の借上げは、市域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

4 緊急通行車両の確認

- （１）災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- （２）事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。
- （３）災害時においては、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。
- （４）車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

5 資機材の配備

災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

6 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

（１）範囲

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ 遺体の搜索
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

（２）費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

（３）期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部）

国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での

運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。

なお、配分予定数等については、第14節「衣料・生活必需品供給計画」による。

8 国土交通省による「くしの歯作戦」への対応

国土交通省による「くしの歯作戦」の実行によって、道路の啓開を実施する。その際の連絡手段、啓開された道路を使用する団体等との連絡手段も確保しておく。

9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3次緊急輸送道路等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動を取らなければならない。

（1）速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

（2）速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

（3）警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

公共施設や道路、河川等の公共土木施設、電気、電話、水道等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合には市民生活の大きな混乱の原因となり、また、応急対策上も障害となる。

このため、これら施設の管理者は相互連携を深め、緊急点検を実施し被害状況を把握することで二次災害を防止し、被害の軽減及び拡大の防止のために迅速な応急復旧体制を整備する。

第2項 市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋りょう（土木対策部）

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路上への倒壊及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

エ 速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(2) 漁港施設（産業物資対策部）

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 河川、海岸（土木対策部・産業物資対策部）

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 下水道施設等（上下水道対策部）

発災後、管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着

手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、下水排除の制限を行う。

2 水道（上下水道対策部）

（1）被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。また、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

（2）施設の応急復旧計画

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら早期の復旧に努める。復旧の基本方針は次のとおりとする。

ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧する。

イ 配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう復旧工事を実施する。

ウ 早期復旧が可能な施設から工事を実施する。

エ 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。

オ 基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の復旧を考慮する。

なお、緊急に復旧するための工事及び資機材の調達等の実施に関して、鈴鹿管工事協同組合と協定を締結している。

資料編 16-16 水道災害に関する協定（災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定（鈴鹿管工事協同組合））

（3）広域応援

広域応援が必要な場合は、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」に基づき応援要請を行う。

資料編 16-16 水道災害に関する協定（三重県水道災害広域応援協定、公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定）

資料編 6-2 水道応急復旧指定業者

3 資機材の配備（各担当部）

防災関係機関は、災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 電気事業者の実施する対策

（1）災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって停電が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。

- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。
- (4) 強風等により電気設備が被災し、停電が発生した際は、市災害対策本部に対して被災状況や復旧の見込み時期等に関する目安を情報共有する。

2 都市ガス事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、ガスによる二次災害を防止するため、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって被害が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

3 LPガス販売事業者の実施する対策

- (1) 関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況を速やかに把握する。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、早期のガス供給に努める。

4 固定通信事業者の実施する対策

- (1) 各交換機等通信設備の運用状態及び、対象地域に対する電力設備の運用状態を把握する。
- (2) 災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、被災地区の復旧状況に対応する。

5 移動通信事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制の確保、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。災害によって通信障害が発生した場合は、広範囲にわたっての広報活動を行う。
- (2) 災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。
- (3) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (4) 大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

6 鉄道事業者の実施する対策

- (1) 災害時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案

内し、負傷者がいる場合は、応急手当てや乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

- (3) 運転不能線区の輸送については、代替輸送の確保を図る。
- (4) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。
- (5) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

7 一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策

- (1) 災害時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当てや乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。
- (4) 災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

8 三重県石油商業組合の実施する対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。